

議案第15号

北本市介護保険条例の一部改正について

北本市介護保険条例の一部を次のように改正する。

平成27年2月20日 提出

北本市長 石津賢治

北本市介護保険条例の一部を改正する条例

北本市介護保険条例（平成12年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同項第2号中「24, 200円」を「29, 100円」に改め、同項第4号中「48, 500円」を「43, 600円」に改め、同項第5号中「60, 600円」を「48, 500円」に改め、同項第6号中「72, 700円」を「58, 200円」に改め、同項第7号中「84, 800円」を「63, 000円」に改め、同項に次の3号を加える。

(8) 令第39条第1項第8号に掲げる者 72, 700円

(9) 令第39条第1項第9号に掲げる者 82, 400円

(10) 令第39条第1項第10号に掲げる者 92, 100円

第3条第2項を次のように改める。

2 平成27年度から平成29年度までの令第39条第1項第6号イの市が定める額は、120万円とする。

第3条に次の3項を加える。

3 平成27年度から平成29年度までの令第39条第1項第7号イの市が定める額は、190万円とする。

4 平成27年度から平成29年度までの令第39条第1項第8号イの市が定める額は、290万円とする。

5 平成27年度から平成29年度までの令第39条第1項第9号イの市が定める額は、500万円とする。

第5条第3項中「及びハ」を「若しくはニ」に、「並びに第6号ロ」を「、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロ」に、「第6号まで」を「第9号まで」に改める。

附則に次の1条を加える。

(改正法附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置)

第8条 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第14条の規定により、法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間を行わず、同年4月1日から行うものとする。

附 則

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

2 改正後の第3条の規定は、平成27年度から平成29年度までの介護保険料について適用し、平成26年度までの介護保険料については、なお従前の例による。